

2016年・2019年規定審議会でロータリーの柔軟性が大きく進展した。

郵便投票は電子投票が可能となった。

標準ロータリークラブ定款に例外規定を設けた。(クラブ細則の自由度を認めた)

標準ロータリークラブ定款の中の例外規定も明記している項目

第7条 例会 第1節 クラブは少なくとも月に2回の例会

第8条 会員身分 第2節 会員は正会員と名誉会員の2種類 (ただし名誉会員以外は人頭分担金の責務)

第4節 衛星クラブの会員

第5節 2重会員の禁止 (2重会員の場合は人頭分担金が常に問題となる)
(衛星クラブ会員は2重会員を承認している)

第6節 名誉会員

第10条 出席 第1節～第6節 60パーセントルール、メイクアップは同じ年度内、
出席既定の免除

第13条 第4節 終結一欠席 50パーセントルールと連続欠席

2022年シカゴ規定審議会にて賛成多数で採択された案件 クラブと地区に関連する項目を抜粋
RI定款・細則・標準クラブ定款が変更される。6月末までにRIから確定文書が届く。クラブは2か月以内に
反対の意思表示をすることが出来る。反対5%以上で案件が一時保留。その後過半数の反対があればこの案件は
取り消しとなるがハードルが高くて、かつてこのような案件は実績が無いと思う。

従って以下の案件は2022年7月1日から有効となるであろう。

22-07 クラブ定款 クラブ理事会議事録は60日以内が30日以内に短縮された。

22-10 RI細則 第4条 4.070 会員の多様性に公平さ、インクルージョンを加える。

22-13 RI定款 第5条・クラブ定款第13条 会員の地域限界を無くした。

22-14 RI細則 第4条 4.100 どのクラブに対しても入会候補者を推薦できる。

22-15 RI細則 第1条・第4条 クラブ定款第1条・第8条
衛星クラブの会員はどのクラブからも入会することが出来る。

- 22-20 RI 会長選挙と理事選挙 電子投票による日程の短縮。
- 22-38 RI 細則 3.020.1.c 会員が地区に対して善処する前に訴訟を起こした RC、RAC の加盟停止等の権限を理事会に与える。
- 22-39 RI 細則 17 条 010 RI 委員会に関する規定、常任委員会の大幅な見直し。
青少年交換常任委員会は復活できなかった。
- 22-46 RI 細則 18 条 030.1 人頭分担金 2022-23 71 \$ 修正案
23-24 73 75 \$
24-25 75 78.5 \$
25-26 77 82 \$
- 22-56 RI 定款 16 条・RI 細則 7 条 7.030 8 条 8.040 地区による立法案・決議案の提案が
クラブ提案と同じようになれるようになる。
- 22-71 RI 定款 8 条 クラブ管理の試験的プロジェクト SRF 関連
- 22-72 RI 細則 15 条 15.010.1 地区の境界を変更する案件。小さい地区 20 クラブ 1100 名
大きい地区 100 クラブ 5400 名
- 22-78 クラブ定款 6 条 奉仕の第 3 部門の内容に、積極的平和主義を加える。
社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより・・・
- 22-84 RI 細則 4 条 4.090 ローターアクターはすべてのロータリークラブと衛星クラブ例会に
出席できる。
- 22-85 RI 細則 4 条 4.080 クラブの月次出席報告の義務を廃止
- 22-92 クラブ定款 第 10 条 出席既定の適用免除の手続き。
要件の確認のみで理事会承認手続きは不要。